

本会議(卸売市場法改正案反対討論)原稿

平成 30 年 5 月 25 日 (金) 13 時～

国民民主党・無所属クラブ

緑川 貴士

ただいま議題となりました「卸売市場法及び食品 流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」につきまして、国民民主党を代表し、反対の立場から討論いたします。卸売市場は、国民に食料を安定供給する社会インフラであり、国民の日常生活を支えるうえで極めて重要な基盤であります。政府は、本改正案の目的について、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、生鮮食品などの公正な取引環境の確保を促進するためとしておりますが、その説明は極めて疑わしいところが多く、本法案には反対せざるを得ません。

以下に、反対の理由を申し述べます。

反対の第一の理由は、本法案による制度改正について、いま直ちにこれを行わなければならない理由、すなわち立法事実に欠いていることです。本法案により、中央卸売市場に関して、従来の農林水産大臣による認可制から、認定制への移行を行うこととされております。これは市場開設について、原則として規制をする考え方から、原則自由にする考え方へと、大きな転換がはかられることを意味します。

しかしながらこれほど大きな転換が、「何のために行われるのか」ということを政府に問いただしても、「事業者の創意工夫を生かせるような自由度を高めるため」、という漠然とした理由しか返ってきておりません。

より具体的にこのような創意工夫が行われるとか、このような観点から自由度が高まるからとか、詳細な説明があれば、納得する向きもあるかもしれませんが、政府にはそのような説明がない。これでは法律改正を行う立法事実としては極めて不十分です。反対の第二の理由として、本改正案による制度改正が、国民に食料を安定供給する社会インフラとしての位置づけを、変えてしまいかねない惧れをはらんでいることです。平成 28 年に決定された「農業競争力強化プログラム」においては、「経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」と記されました。

政府において卸売市場のあり方を見直す動きは、この「農業 競争力強化プログラム」から端を発しております。しかしながらこのプログラムは、農業を他の産業と同一化する視点から、コスト面における体質改善ばかりが強調されたものであって、真に持続可能な農業の発展を目指す内容とはなっておりません。

卸売市場は、生産者から集荷した商品をできるだけ高く売りたいという卸売業者と、

可能な限りそれを安く仕入れたいという仲卸業者が、それぞれ異なる立場に立ちながら市場において相対することによって、現物を見極めながら商品が適切に評価され、それに基づいて適正に価格が決められ、それによって良好な品質の保持もはかれるのです。

私の地元、秋田県で青果、鮮魚を扱う卸売業者の方にお話を伺えば、高齢化や人口減少に伴う労働力不足で、地元では卸売業者、仲卸業者の規模、その業務に携わる目利きの数も減少しているということです。

ギリギリの人員でこの公益的な役割を担いながら、日々の価格形成に努めています。地域の八百屋、鮮魚店など、その仕入れの確保、仕入れ値の安定にも最大限貢献されているわけです。

事業規模を問わず、生産者から委ねられた大切な品物を、多種多様な商品を買いたい実需者にも配慮しながら、それらを極めて効率的に取り扱うことによって、生産者、実需者どちらの利益も最大限守ろうとするバランスのとれた、公益性の高い仕組みこそが、卸売市場のまさに骨格です。

農業や食品流通における競争力の向上ばかりの文脈に重きが置かれ、コスト重視、過度の合理化を推進するあまり、国民に食料を安定供給する社会インフラとしての卸売市場の骨格をゆがめるようなことは断じてあってはなりません。

反対の理由、第三に、これまで卸売市場に定められてきた共通の取引ルールが今後適用されなくなる市場が誕生することによって、ある種の不公正な取引の横行が生じないか、その不安が捨てきれません。

本法案によって、これまで禁止されてきた「第三販売の禁止」や「直荷引きの禁止」「商物一致原則」などについては、卸売市場ごとに定めることができるようになります。これにより、大手小売企業などが、資本の論理を背景とした購買力の高さ、その優越的立場を価格の形成に大きな影響力を及ぼすことが懸念されます。

本改正案では、これら不公正な取引について、農林水産大臣が指導し、是正することができる規定が設けられておりますが、その実効性については、極めて不十分と考えざるを得ません。

ましてや、国の認定を受けずに開設できる卸売市場の場合、この取引ルールを守らずともいよいよ運営できることになり、競争原理の中で市場の概念が大きく変質し、市場間の格差を広げていくことは必至です。

第四の反対理由として、本改正案により、食品流通の合理化が過度に推進されることによって、出荷・仕入れにおいてだれもがオープンにアクセスできるという卸売市場のメリットが相対的に低下し、損なわれてしまう可能性すらあることです。先ほどふれた「農業競争力強化プログラム」においては、「農業者・団体から実需者・消費者に農作物を直接、販売するルートの拡大を推進する」とあります。もちろん私たちも、

直接販売の推進を否定はしません。

しかしながら、これら生産者直売所や契約取引の場合は、生産者だれもが関わる事ができるわけではなく、そこにアクセスできる生産者はおのずから限定されているのであります。

出荷・仕入れにおいてだれもがオープンにアクセスできるというのが、卸売市場の大きなメリットです。そのメリットが相対的に低下するおそれを、この法案ははらんでいることが大きな問題です。

本法案による卸売市場の改革は「農業競争力強化プログラム」をはじめとする安倍農政の目玉とされています。アベノミクスを掲げる安倍内閣は、農業分野においても、経済至上主義の考え方をとり、あまりにも性急な効率化・大規模化の道筋を、いま突き進んでいます。競争力強化の観点から、農業分野においても効率化・大規模化を目指すという方向性自体については、一概に否定されるものとは考えません。

しかしながら、拙速すぎるこの改正の動きは、さまざまな弊害を生み、国内農業の持続性が失われてしまいます。その結果として困るのは、決して農業者だけではありません。安全・安心な食べ物を求める全国の消費者、すなわち全国民にとってみても、「食」の危機は、「命」の危機につながるのであります。

農業は、私たちの誰もが口にする「食料」をまかなう為の営みであり、人間が生きていく上で欠かせない、命の源となる産業です。国内農業の生産力を増大させることは、農業に従事する方々の生活の向上につながるばかりか、新鮮かつ安全な食べ物を求める全国の消費者にとってみても、大きなメリットとなるものです。また、農業は、わが国の国土や自然環境を守るとともに、農山村の人口が維持されることによって、地域の経済や、文化の発展が期待されるなど、さまざまな多面的役割を担っております。農山漁村の声、市場関係者の現場の叫び、地域の目線を第一として、効率優先主義に立脚するアベノミクス農政に鋭く対峙していくことをここに申し述べ、私の反対討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。